

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに建設作業員として就労していたが、平成〇年〇月〇日にBクリニックに受診し、「右肋骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は平成〇年〇月〇日のC会社（以下「C」という。）を元請とするD会社E工場内での設備工事で、足場を移動中にパイプをつかんだところ、同パイプが下方に落ちたために、前のめりに転倒し、パイプに胸をぶつけた（以下「本件事故」という。）ことによるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故の発生状況について、以下のとおり主張している。

- ① 足場を移動していると、足場に対して直角にパイプがあり、パイプは片側しか金具で止まっていなかった。その時、パイプの上に転倒した。
- ② 足場を渡っていたところ、80cmの高さにパイプが渡してあって、それをつかんだところ、パイプが外れ転倒しそうになった。パイプは足場と同じ高さの板に引っかかり、止まったが、そのパイプに胸をぶつけて受傷した。
- ③ 足場と垂直方向に膝の高さにあったパイプに手をかけたところ、パイプが外れ、水平に下にずれた。パイプが右の胸に当たった。私はパイプにつかまり、足場板のほうに移動した。
- ④ 足下から40cmくらいの位置にパイプがあり、無意識につかんだところ、真下にパイプが床面に落ちた感じである。パイプは直径6cmくらいである。私は、足場とタンクのバーで止まったパイプの上に倒れた。

上記のごとく、請求人が主張する災害発生状況は、証言毎に差異があることから、その証言の信憑性が疑われ、また、落下したとするパイプの存在について、工事関係者は、その存在自体を否定していることが認められる。

請求人が主張するような上記災害の事実があったと仮定して検証すると、中腰の姿勢で、前方の足下から40cmの高さのパイプをつかんだところ、パイプが下方に落下したことにより転倒した場合、請求人の身長から考えても同パイプは請求人の膝から脛あたりに位置するはずであり、胸部を直接打つ位置にあるとは考え難い。

(2) また、事故当日、請求人らを送迎したFは、要旨、車中で、請求人は転倒に

ついて話していなく、普通に食事もしており、怪我をしているようには見えなかったと述べており、その他、当日の事故発生や肋骨骨折をうかがわせる資料は存在しない。

(3) 以上を総合すると、請求人が主張する本件事故が発生したとする客観的な証拠はなく、本件傷病が業務上の事由によるものであると認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。